(趣旨)

第1条 この告示は、本市の持続的な観光振興のため、市内の事業者(以下「事業者」という。)の連携体制を構築し、旅行者に向けた新しい観光コンテンツの提供を行う事業について、予算の範囲内において、観光連携応援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金の交付については石岡市補助金等交付規則(平成17年石岡市規則第57号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業,補助対象者,補助対象経費及び補助金額は,別表のとおりとする。 ただし,既に国,県又は市から委託又は補助を受けている事業については,補助対象外 とする。

(交付申請)

- 第3条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、あらかじめ当該申請の代表となる者 (以下「代表申請者」という。)を定めた上で、観光連携応援補助金交付申請書(様式 第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し提出しなければならない。
 - (1) 連携事業者等申告書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他必要な書類
- 2 交付申請の期間は、別途市長が定める期間とする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査により、補助 対象事業の目的及び内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の 交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

- 第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものと する。
 - (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
 - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難とな

った場合は、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(3) その他市長が必要と認めること。

(交付の決定の通知等)

- 第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を観光連携応援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、代表申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、 その旨を代表申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

- 第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知を受けた後、補助対象事業の内容について、次に掲げる変更事由が生じた場合は、観光連携応援補助金変更申請書(様式第3号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 個々の事業の事業種目を新設、変更又は廃止するとき。
 - (2) 個々の事業について事業費の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするとき。
 - (3) 補助金額に変更が生じるとき。
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは観光連携応援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)、その他にあっては観光連携応援補助金変更承認通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から 起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに観光連携応 援補助金実績報告書(様式第6号)に、関係書類を添付して、市長に提出しなければな らない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりそ の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。
- 2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、観光連携応援補助金確定通知 書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を 交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するも のとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、観光連携応援補助金交付請求書(様式第8号)に、観光連携応援補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

(概算払)

- 第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助対象事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第6条第1 項の規定による通知を受けた後、観光連携応援補助金交付請求書に観光連携応援補助金 交付決定通知書の写しを添えて、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。
- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第9条の規定による実績報告を行う際に、観光連携応援補助金精算書(様式第9号)を提出しなければならない。 (交付の決定の取消し)
- 第13条 市長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は 一部を取り消すものとする。
 - (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
 - (5) 市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第6条第2項の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。
- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、観光連携応援補助金返納・返還命令通知書(様式第10号)により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第14条 市長は、補助金の交付の決定の取り消しをするときは、補助事業者に対してその 理由を示すものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱の廃止)

2 令和5年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱(令和5年石岡市告示第261号)は廃止する。

別表(第2条関係)

区 分	内容
補助対象事業	観光振興に資する事業で次に掲げる要件をすべて満たすもの。
	ただし、1事業者に対する補助は1件とする。
	(1) 市内の2つの事業者以上が連携する事業
	(2) 茨城デスティネーションキャンペーンのコンセプトである
	「アウトドア」「食」「新たな旅のスタイル」のいずれかを
	踏まえた新規事業
	(3) 交付決定のあった日の属する年度末までに実施する事業
補助対象者	補助対象事業を実施しようとする事業者(政治活動又は宗教活
	動を行うことを目的とする団体を除く。)で、所在地が市内で
	あるもの。
補助対象経費	補助対象事業の実施に係る講師謝礼,印刷費,消耗品費,郵便
	料、会場・機材等の使用料及び賃借料、保険料、その他補助対
	象事業を実施するために市長が必要と認める経費。ただし、交
	際費、懇親会費、直接事業と関連のない食糧費等、補助金の用
	途として社会通念上必要性が高いとはいえない経費及び備品購
	入費については、補助対象外とする。
補助金額	補助対象経費から事業収入を差し引いた額の50%以内で、1事
	業につき100万円を限度(補助金額に1,000円未満の端数が生じ
	た場合は、これを切り捨てた額)とし、補助対象者につき1事
	業とする。

石岡市長 宛

(代表申請者) 住 所事業者名代表者役職・氏名電話番号

観光連携応援補助金交付申請書

石岡市観光連携応援補助金の交付を受けたいので、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業に要する経費

円

2 補助金交付申請額

円

- 3 添付書類
- (1) 連携事業者等申告書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) その他必要な書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長印

観光連携応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった石岡市観光連携応援補助金の交付については、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 決定の区分 交付 不交付
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件
- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- 4 不交付理由

石岡市長 宛

(補助事業者)

住 所

事業者名

代表者役職·氏名

電話番号

観光連携応援補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった石岡市観光連携応援補助金について、補助事業を変更したいので、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他必要な書類

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長 印

観光連携応援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観光連携応援補助金の変更については、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第7条第2項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付条件
- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

第 号年 月 日

様

石岡市長印

観光連携応援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和6年度石 岡市観光連携応援補助金交付要綱第7条第2項の規定により承認したので通知します。

補助金の名称

石岡市長 宛

(補助事業者)

住所

事業者名

代表者役職·氏名

観光連携応援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった石岡市観光連携応援補助金について、別添のとおり事業を実施したので、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額

円

- 2 添付書類
- (1) 収支報告書
- (2) 実施内訳書
- (3) その他必要な書類

第 号 年 月 日 様

印

石岡市長

観光連携応援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった石岡市観光連携応援補助金の交付については、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

 1
 交付決定額
 金
 円

 2
 交付確定額
 金
 円

石岡市長 宛

(補助事業者)

住所

事業者名

代表者役職·氏名

観光連携応援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定・確定通知のあった石岡市観光連携応援補助金について、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 請求額の内容

補助	金	の	名	称					
交 付	決	定	通	知	年	月	日付け通知	(第	号)
補助金	:交	だ付え	夬 定	額			円		
確	定	通	Į.	知	年	月	日付け通知	(第	号)
補助金確定通知額				円					
		既受	き領	額			円		
内	沢	今回	請求	さ額			円		
		残		額			円		

※補助金交付決定通知書又は補助金確定通知書の写しを添付すること。

3 振込先

振込する口座	普通/当座 第 号	
フリガナ		
口座の名義		

石岡市長 宛

(補助事業者)

住所

事業者名

代表者役職·氏名

観光連携応援補助金精算書

概算払により交付のあった石岡市観光連携応援補助金について、令和6年度石岡市観光 連携応援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

 (1) 概算払額
 金
 円

 (2) 交付確定額
 金
 円

 (3) 精算額
 金
 円

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長印

観光連携応援補助金返納 • 返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した石岡市観光連携応援補助金について、令和6年度石岡市観光連携応援補助金交付要綱第13条第4項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金交付決定額	円
確 定 通 知	年 月 日付け通知(第 号)
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円 (年月日交付)
返納・返還事由	